

議案第 9 5 号

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

三次市立学校設置条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 三次市立布野中学校の項及び三次市立作木中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。